

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 おはようございます。初めてトップバッターで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。質問に先立ちまして、先週末には台風が本町にもありました。もし、町内で被害に遭われた方いらっしゃいましたらお見舞いを申し上げます。またあわせて復旧が長い間進まないでいる千葉県各地の方々にも心からお見舞いを申し上げますとともに、今後の生活の復旧、復興を心から祈念するとともに、お見舞い申し上げたいと申し上げまして、質問に移りたいと思います。

さて、2019年の10月、いよいよ消費税が10%へと増税をされます。そもそも消費税がどのようにして、なぜ導入されたのでしょうか。この議会、町民の皆様にも配信をされていますので、改めて確認をするために振り返ってみたいと思います。まず、平成元年（1989年）当時、消費税が導入された理由は3つあります。1つ目に、税制全体のバランスをとるため。2つ目に、個別間接税の問題点を解決するためとなっておりますが、大きくは3点目の高齢化社会の財源を確保するためだったというふうに思います。その後、平成9年（1997年）4月1日に、橋本内閣のもとで消費税は3%から5%に増税をされました。導入から8年がたち、初めての増税でありました。この増税では、地方消費税が導入をされ、5%のうち1%は地方税となりました。この時期はバブル崩壊後の不良債権処理中の最中だったために、増税後に金融機関が次々と倒れたのを記憶しています。消費税増税がバブル崩壊後の長引く不況の原因とまで言われ、また後の平成の大合併とつなぐ合併特例法（1995年）を受けた時代でした。その後も増税の必要性はたびたびと主張されてきましたけれども、5%の時代は結局17年間も続きました。2012年8月に社会保障と税の一体改革のもと、消費税の税率引き上げ法案が民主党の野田政権で成立をしました。そして平成26年（2014年）4月1日、消費税は5%から8%に増税をされ、地方税の税率も1.7%になりました。その内容は消費税の引き上げ分は全て社会保障の充実と安定化に使われる。社会保障制度は全ての世代が安心、納得できる全世代型の制度に改革されるという内容でした。そして2015年、2017年の2回の増税延期を経て、2019年、ことし10月に消費税は8%から10%へなります。地方消費税は2.2%になります。ふえる税収は5.6兆円と見込まれており、その使い道は増税分約5.6兆円のうち、約2.8兆円が借金や国債の返済、約1.7兆円が教育・子育ての充実、約1兆円が社会保障の充実となっており、幼児教育に使われる額は全体の3割、国債の返済の次に重点が置かれています。具体的には幼稚園や保育園の無償化、全世帯の3から5歳の保育料が無料になります。あわせて軽減税率の導入やキャッシュレス決済によるポイント還元、マイナンバーカードなど、ポイント加算やプレミアム付商品券の発行など、そしてまた住宅ローン減税の拡充、自動車購入時の税金の軽減、税抜き価格表示の延長など、景気の悪化を軽減しようという策も含まれています。

さて、ここで私が注目するのは、国の視点ではなく、町民や町政の視点で考えてみたいと思っています。国の財政難はわかりますが、町民の視点でどのような影響が出るのか。また

それを受ける町政がどうあるべきかが私の視点であります。是非そのような視点で質問しますので、答弁のほどをよろしくお願いします。

大きな質問1、消費税10%増税で町民生活は後退するのではないか。(1)消費税を財源とする本町の収入は幾らか。(2)南風原町民(法人・個人)の支払う消費税は、今回の10%への増税で幾らふえると試算するか。(3)今回の消費税増税は、町民生活にどのように影響すると考えるか。お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さんおはようございます。では、質問事項1点目の消費税10%の増税で町民生活は後退するのではないかという(1)についてお答えします。消費税導入時及び各税率改正時の翌年度の推移を見ますと、平成2年度税率3%の消費譲与税は7,405万2,000円、平成10年度税率5%の地方消費税交付金は2億2,817万4,000円、平成27年度税率8%の地方消費税交付金は5億9,936万4,000円、うち社会保障財源交付金として2億4,381万9,000円、10%に改正される令和元年度見込額は6億7,675万4,000円、うち社会保障財源交付金が2億7,702万3,000円となっています。

(2)についてお答えします。法人については、経済環境や事業規模等の予測困難な要因に大きく左右されますので試算が難しいですが、個人については平均年収世帯において1世帯当たり年間約3万5,000円程度の負担が生じると試算をしております。

(3)についてお答えします。消費税率の引き上げにより消費税に伴う負担で家計費はふえることとなります。一方、食料品などを8%に据え置く軽減税率や消費税引き上げによる財源で幼児教育無償化、就学前障害児の発達支援無償化、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業などが実施されますので、負担がふえるだけでなく、社会保障の充実等が図られるものと期待をしております。以上であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは順次再質問をしたいと思います。消費税を財源とする本町の収入ということで質問をしました。ご答弁いただきましたけれども、今受け取った内容、これは本町の歳入として消費税を財源とする収入、そのように考えてよろしいですか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 消費税については、そのように収入となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、答弁についてですけれども、まず本町の収入ということで、平成2年度の税率3%のときが7,400万円、平成10年度の消費税率5%の際で2億2,800万円、平成27年度、8%の段階で5億9,900万円、そしてことしが10%に改正されるということで6億7,600万円ということで、財源として消費税率の増加とともに、本町の収入も上がってきたんだというふうに理解ができます。この中で、地方消費税交付金、社会保障財源分ですけれども、答弁の中にもあったとおり、この社会保障財源というものと通常の交付金、2種類の交付金が合わさってこのような額になっていると理解します。このよ

うな理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 はい、議員おっしゃるとおりです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この予算で行きますと、今年度の当初予算ベース、予算のときの資料をいただくと、社会保障分、答弁にもありましており2億7,700万円と理解しています。一方で、その本町の予算の段階でやったこの社会保障対象経費という経費がありますけれども、これに要する費用というのは67億2,900万円、つまり到底2億7,000万円では補うができないというふうに考えます。その中で、この社会保障対象経費の、この社会保障財源分というものの以外に国からは…、国県支出金という項目で32億8,200万円、さらに一般財源、つまり本町の持ち出し分ですね、そこに当たるのでは27億円という予算内訳が記載をされています。今言った、消費税の推移としては少しずつふえてきているわけですがけれども、この国県支出金、国庫も含めた国県支出金、一方で本町の一般財源の持ち出し分、結局そういったものもふえていけば消費税がふえたとしても本町のプラスになっていると言えるのだろうかという疑問です。今言ったように、この交付税、またほかにも地方交付税とかがあると思います。地方交付税や、この国県支出金なども含めた財源で本町の負担がどのように推移しているのか。それについてお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 それではお答えいたします。まず、社会保障経費、本町における社会保障経費についても当初予算では67億円でありました。これについても毎年ふえております。それに対して国、県の負担金、補助金もふえております。しかしながら、この全部を、それを補う一般財源が全て社会保障の消費税に係る経費ではなくて、それぞれ市町村の税、交付税等で賄う一般財源もあることから、それについても全体がふえていますので、それぞれ国、県、町の負担額はふえている状況となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 つまり申し上げたいのは、消費税がふえて、財源がふえても、本町の持ち出しもふえているのではないですかということが言いたいわけです。それに伴って、財政とのバランス、国からもらえるお金がふえて本町の持ち出しが減っている。そう断言できるんだったら消費税は本町にとってプラスである、町民にとってプラスであるというふうに言えますが、そう言えないんじゃないですかということを言っています。つまり本町の負担は減っていると言い切れるのかどうか。その点を答弁いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 社会保障財源における本町の負担については、総額がふえております。毎年ふえておりますが、消費税の財源がふえていますから、その増になった分は町の負担は負担軽減につながっていると考えております。

○8番 照屋仁士君 バランスのことを言っているんであって、ふえているのはふえてい

ますよと言っているんだから。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 町の一般財源の持ち出しはふえております。総額がふえていまずから、総額がふえていますが、それに伴い社会保障財源である消費税の額もふえていますので、その消費税がふえた分は、増になった分は、町の負担は本来ならこれがなければもっとふえていたんですが、社会保障に係る消費税がふえていることで町の負担額は、その分は押さえられていると考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 じゃあ、数字で示せますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今現在は、手元には持っていませんが、しばらくお時間いただきたいと思います。休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時19分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、令和元年度、町の社会保障財源に係る一般財源が40.5%であります。平成29年度決算に基づく数値であります。社会保障経費57億円に対して、27億6,900万円ということで48.3%でありました。そのことから町の負担は、負担率については軽減されております。またこの当初予算での2億7,700万円を平成29年度の社会保障財源に当たる決算額2億4,600万円であったと仮定して、町の負担は41%ということで、逆にふえていなければ町の負担率はふえていたということになっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 社会保障がふえていく中で、今、この負担割合分、率の中で少なくとも横ばい、もしくはそんなにふえていない。48.3%から、ことしの40.5%まで下がったと明確に言えるのであればいいことですけれども、なかなかそうもいかないような、ちょっと複雑な計算ですのでこれは検証してみたいと思いますが、つまり私が言いたいのは、町民の立場に立って、今回の増税が南風原町にとってもよくなっていると言い切れるのかどうかと。それが私の視点であります。その中でちょっと視点を変えたいと思います。

2番目の町民の支払う消費税額、実際に財布から出ていく額ですね、これについては1世帯当たり約3万5,000円程度の負担が生じるというふうに試算をしていただきました。私も先だって試算をしてみました。私の試算でも、これは統計はえざるにありますが、町民の平均所得、約220万円、220万7,000円ですね、町民1人当たりです。これを日経新聞のホームページで今回の所得税、消費税率どれだけ負担がふえるのかという試算表があります。それで行くと平均所得200万円から300万円の間で、もとの8%で13.1

万円ですけれども、消費税10%にすると17万円、3万9,000円値上がりするという試算ができます。そういったことで南風原町の人口が約4万人弱ですから、4万人掛ける負担増4万円と考えれば、町民から出ていく所得、財布、約1億6,000万円負担がふえることとなります。今、南風原町の試算する3万5,000円を掛けたとしても、これは約1億4,000万円ふえることになるというふうに考えます。そういった部分では、この町民の消費税を出した分の税収、それが返ってこなければ町民の負担が大きくなるというふうに推測されるわけですけれども、この負担分についてどのように考えるか。負担がふえているというふうに言えるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、我々が試算した資料については平成26年度全国消費実態調査の沖縄県の2人以上の世帯の平均年収1世帯当たりの1カ月の支出をもとに算出しております。ですから1人当たりではなくて1世帯当たり。県内の平均年収の1世帯当たりの月額を出しまして、それを12カ月掛けて約3万5,000円の負担増となっておりますので、1人当たりではなく1世帯当たりの負担増が年間3万5,000円ということで試算をしております。確かに1世帯当たりに対して各家計への負担増にはなっていると考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1人と1世帯とやれば負担の金額、先ほど私は3万5,000円で4万人だと1億4,000万円と言いましたが、この数字は減るわけですね、町の試算としては。いろんな試算の仕方があると思いますが、今言うように1億円余りの町民の負担がふえるということは、数字でもある程度、前後はすると思いますけれども、町民負担がふえるということは間違いないと思います。

3点目に行きます。3点目では、負担だけではなくて軽減措置がされているという趣旨です。それでも消費税は国税ですけれども、町政や町民生活に大きな影響があります。それはこの軽減措置も含めたところで、この景気対策、国の施策に対しても実際の町民の窓口となるのは多くは町行政が担うわけです。その視点でいくと、国の視点、施策だけを考えずに、人ごととせず、町民生活に寄り添った対応が必要だと思います。つまり町の施策とも変わらない、町民の生活に大きく影響が出る。そのような視点で対応していただきたいと考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。議員おっしゃるように、確かに消費税増税に伴う負担増があります。しかし、社会保障の充実、幼保無償化と社会保障の充実が図られますので、それについて各施策が対象となる町民に行き届くよう、各担当職員は鋭意努力しております。短い時間ながら、本当に寝る間も押して非常に努力しているところで、町民にサービスが全て届くように取り組んでおりますので、今後も引き続き町民へわかりやすい説明を心がけ、丁寧に各施策の周知と実施に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、部長がおっしゃったように、これは町政の中でも非常に重い負担なんです。職員の皆さんにとってもですね。今回の消費税による国の施策、町の行政負担以外にも軽減税率を初め、業者の負担、わかりにくくて幾つもの、例えばポイント還元などを含めると、サービスを受けられない住民が多く生まれる可能性も含めています。また、先ほど言った窓口を担う市町村行政や町職員の負担に関しては、数字にあらわれない多くの懸念が残ります。私は先ほどまで言った財源とその支出額、割合、税と支出のバランスでもとんとん、もしくは少しよくなっている。このサービスの部分では職員の負担を初め、民間の負担、そういったものが重くのしかかってサービスを受けられない可能性の町民も含んでいる。そういう町民の視点に立てば大きく町民生活を後退させる可能性があるのではないかと考えていますけれども、総体的に町長はどう考えるかお答えください。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。一般論と申し上げたら失礼でございますけれども、確かに増税ということからしますと、我々住民にとりましてはそれだけの負担感が生じるわけですから、議員ご指摘のとおり町民に負担感があるということは確かにあるかと思えます。ただ、しかしながら、先ほど来答弁しているように、この消費税を増税することによってまた社会保障にそれだけの手厚い対策を講じていくということでございますので、町といたしましては、確かに職員もいろんな形で、通常の業務も対応しながら、またプレミアム付商品券の事業とかを含めまして、いろいろと負担増にはなっておりますけれども、私はまたこれは、我々行政に与えられた責務だと思っておりますので、議員がご心配しているような、このサービスが十分受けられない町民が出ないように、万全を期していきたいと考えております。民間の皆さんにつきましても、いろいろとレジの改善と申しましょうか、そういった形でいろいろ負担があるようでございますけれども、その件に関しましても十分とは言えないかもしれませんが、それなりの手当もされているというふうに私は認識をいたしておりますので、そのあたりをまた何と申しますか、県民、国民を挙げて、消費税によって社会保障制度を充実させていくという大義がございますので、そういった面でご理解をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私の視点は、税とか、町の社会保障に対する支出とか、はっきり言って町民になかなか見えにくいわけです。自分の財布から実際にお金が出ていくのに、それがどう自分たちに返ってくるのかが見えにくい、わからない、返ってこないかも知れない。そういった懸念で質問をしています。今町長がおっしゃったように、町民の視点に立って町行政としても知らせていく、取り組んでいくことが必要だと思っておりますので、10月から混乱のないように進めていただきたいと思いますし、重ねてお願いをして、次の質問に移ります。

2点目の質問です。神里区域の里道整備を求むであります。2017年の6月に神里区行政懇談会において幾つかの道路整備が要望されました。その中には、用地買収の必要性や地域

住民の利用度が低いということで難しいとの回答でありました。それを踏まえて、地権者などから聞き取りをすると、今状況が違ってきたので無償譲渡や近隣地権者並びに地域のニーズも確認できたことから次のとおり質問します。(1) 神里 352 番地先より 357 番地先までの里道を整備して地域住民の利便性向上に寄与できないか。(2) 町内のその他の地域で里道の利活用などをどのように考えるか。活用できる場所については計画的に活用や売却を進めるべきではないかと考え質問します。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 國吉真章君 質問事項 2 点目の (1) についてお答えします。その件については、利用度が低い道であり、優先順位で財政面からも整備は困難と考えています。

(2) についてお答えします。里道の活用について、交通需要の高い里道については必要に応じ整備することは可能ですが、優先順位、投資効果、財政面の考慮が必要です。売却については、機能を喪失した里道で、今後も公共施設として必要がないと判断した場合は周辺地主や自治会の意見を聞いた上で売却を行っております。また里道は機能を維持するものとして国から譲渡を受けており、売却は慎重に行っておりまひます。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 里道整備については、これまでもほかの同僚議員から何度も質問が出されています。その答弁を全部読むと、一貫して里道の整備はできないと。町道としての整備になると答えています。この当該箇所のところはサトウキビ畑に隣接していますけれども、近年のサトウキビの搬入するトラックの重量が重くなったりとか、4 トンから 10 トンになったとかいろいろあると思ひますけれども、収穫期にはそこを通れず、非常に不便だったと。そのときに町からも若干協力を得て大変助かったと地権者から聞いております。周辺地権者も無償譲渡なども含めてできるということも得られています。是非、協力を得て、町道として整備してほしいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。先ほどの答弁でもございましたけれども、現在、道路整備につきまひては継続中の事業もござひまして、財政的な面も配慮しながら、町内全体的な建設事業の整備につきまひては優先度を鑑みて、また検討してまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 優先順位とか財政面、ほかとの兼ね合ひは理解できるんです。ただ、答弁書では利用度が低いと断定しています。これは去る行政懇談会においてもほかの路線も含めて 5 カ所要望されているけれども、一括して全てできないと、利用度が低いと断定しているんです。この利用度について調査されたんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 通常道路を、町道の整備となりますと、2 次交通量は幾らかというお話がござひます。大体、現場を見てみまひても 1 日に 1 台、2 台通るかとい

うものではないかと思います。整備では多分何千台とかそういうのが町道整備の通常の数判断材料かかと思しますので、町道として整備するには交通量は少ないということになるかと思えます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は、何も町道を前提として言うわけではなくて、これまでの過去の答弁が里道のままではできないという答弁だから、じゃあ町道だったらできるんですかというふうに聞いているわけです。今言ったように、採算性とか財政とかそういったところを考慮すると町道にできないというのは理解できます。ただ、そういうふうになると、農道としての整備ですとか農漁振興とか地域振興、地域の地権者の皆さん、そういった方々の観点に立って活用できるメニューがないというふうになるわけです。ですから何らかの余地を残すために町道しか整備しないという答弁が繰り返されているので、町道でどうですかと言っているだけですので、そういった観点からはほかにも活用できる補助メニューがあるんでしょうか、その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 近く農業をされている方がいらっしゃるわけですので、農道という、農林関係の事業としてどうかというのも調べてはみましたけれども、やっぱり農道の整備となりますと、ほとんどが土地改良区域の農道が主になります。またあるいはちょっと大きな農道になりますと、広域の農道というのがございます。今調べた限りでは、仮に農道として整備することになった場合、農道としての受益地がどれだけあるかとか、あとはここがどういう地域なのかというのがございましてちょっと調べた限りでは農地としての受益地が小さいということと、通常整備地というのは農用地を整備します。この里道から東側のほうは農振の白地でございまして、そういうところもございまして、農林のメニューのほうでも大変厳しい、ちょっと今調べた限りではございませんでした。仮に過去にやったものでどうかというものも調べてみますと、可能性があったかというふうに考えられるのが過去にやった集落地域整備事業、そのときに入れられるのであれば、もしかしたら入れられたかもしれない。ちょっと状況がわからないものですから、なぜ入っていないかはわかりませんが、あのメニューだったら可能性はあったかなという気はしますが、道路として、農道としての整備というのは今調べた限りではメニューを探すことができませんでした。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 求めているのは、その地域の方々とか特に住民懇談会でも出されたわけですから、あのときに今言ったようないろんなメニューを活用してできないかということをお答えいただきたかったと思います。今後もそのように答えていただきたいし、探していただきたいと思えます。過去の答弁を見ても、里道の活用について、平成17年以降、原材料費の提供がなくなって以降、地域の要望がなかなか届かないし、進まないという状況があるわけです。今のような答えと姿勢で取り組んでいただければ、その補助メニューにつ



いても納得いただけるんじゃないかと。そのような視点でこの質問をしております。このような考えでやっていただけるかどうか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 今後とも、住民の希望に応えられるように情報はしっかり入れてやっていきたいと思えます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今のは、補助メニューというか財源のことの視点で行きました。

次の2番に行きます。これは神里以外の地域でも繰り返し言うように、また農道だけじゃなくても、いろんな価値があるわけです。そういった意味では財産として考えるときに、以前の答弁では里道というのはかなり膨大な量で全てを把握できないと答弁がされています。また管理責任や占有されていたり、利活用についても議論がこれまでされています。他市町村ではその里道も把握し、売却を含め活用している事例があるというふうにも、未確認ではありますけれども、そのような情報も聞いています。そういった視点で行くと、財産として考えたときに町は利活用できるなら大きな財産と言えるのではないかと思います。そのような視点ではどうでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 確かに財産的なものからすると膨大な量があって、相当な財産価値と考えられますが、利活用等につきましては、先ほど申し上げたとおり基本的には機能の維持をするということが基本的な町の考えでもございますので、そういったことで財産的な価値としては相当ございますけれども、基本的には機能を維持するということでの現状を確保するということが基本的な考えということで、町の考えでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 機能維持という視点でも、先ほどのところは機能も維持されていないわけです、簡単に言えばですね。整備すれば機能維持がされるんだけれども、整備されないからトラックが入れない、トン車が入れないという問題があるわけです。ですから是非とも財産としても、機能維持としても活用を考えていくという視点で取り組んでいただきたいとお願いして、次に移ります。

3点目であります。疑いを持たれるような指名入札制度を改めよ、であります。去る6月議会までに町民からの情報提供により、2億8,000万円もの入札ミスや疑いを持たれるような入札のあり方が見直されました。町長は指摘をされなくても何らかの報告はしていた。また入札制度も改善を指示していたと答弁をされましたけれども、結果的には町民の皆さんの町政への関心と議会のチェック機能によって、その町の取り組みが改善をされ、また町当局もしっかりと要望に応じて正すべきは正したと言えるのではないかと思います。これから質問する契約の議案は、6月定例会最終日に上程をされ即決をされました。子供たちの学習環境改善のためにも、私もこのクーラー設置について賛成をしましたがけれども、これだけ多くの工事にかかわらず町民や議会への説明は十分だったのか、疑問が残っております。

また予算の際にも、これだけ大きな事業だから町内業者へ配慮するよう意見がされましたが、そのような配慮がなされたのだろうか。私もこれまで入札制度改革について何度も提案をしてきたので、その視点で質問をしていきます。1点目に、去る6月議会で可決をした各小中学校のクーラー設置工事の契約について、指名が複数回にわたっている業者が幾つもある。それはなぜか。2点目に、さきの入札制度の改正だけでは不十分と考えます。町民に疑いの持たれない入札制度に再度改めるべきと考えるがどうか、お答えください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 まず、1点目についてお答えいたします。今回の小中学校の工事でございますが、それは入札を同時に行いました。町内業者を優先的に選定していることから、選定するよりも町内の登録事業者の数が少なかったということから、結果的に指名が重なっております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目、(2)についてお答えします。公共工事の指名においては、南風原町指名競争入札参加者指名基準により、町内に本社、営業所を有し、または代表者が町内に在住しているものを町内業者として優先的に選定をし、それに清掃ボランティア等の地域貢献度を考慮し指名をしております。今後も適正な入札制度に努めてまいります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の入札に当たって、同様の質問を6月議会でもしました。それを踏まえて、工事契約書を含めて別紙の資料のようにまとめてみました。今お手元に配付をされていると思います。その資料の中で指名された業者が28業者いますけれども、全て町内業者でしょうか。またその町内業者のうち代表者が町内在住の業者はどちらなのか教えてください。数字でいいです。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質問の指名で、町内業者になるものは20業者です。もう一つの質問の代表が町内在住となるのは資料のほうでとおっしゃっていましたので、④番、⑬番、⑭番、⑮番、⑳番、?番の6業者となります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ちょっと答弁が先ほどと矛盾するなと思います。町内業者が少ないため複数業者ということですが、町内業者はこの中で28者中20業者しかないという答弁でした。去る6月議会で副町長は、新しい登録年度で初めての工事ということを明言されています。また全てAランクの工事で1工事11業者を指名しているので6工事66枠になるとも言っております。さらに町内業者はAとBの業者で31業者ですと。だから66枠に当然複数回指名が入ると答弁をしております。しかしながら、私がまとめた資料のとおり5回も指名している業者が6者もいますし、それも全てAランクではありません。この表でAランクというのはB、Cと表記がない業者がAランクの業者です。さらにA、Bと言っ

たのにCランクの業者が2者指名されています。一方指名されていない町内の業者は、先ほどA、Bランクで少なくとも考えると8者ではなくて、私の計算では10者あることとなります。Cの企業が入っているのが8者ということになると思いますけれども、初めての指名入札ということですが、なぜ初めての指名入札でこのような差が生まれるのかお答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほど町内事業所の番号ですね、ちょっと読み違えていました。⑳番ではなく?番です。もう一度申し上げます。④番、⑬番、⑭番、⑮番、?番、?番の6事業所です。訂正します。それから指名については新しい年度ということではなく、こちらのほうから提案されたものを指名委員会のほうで適切に選定されているものと判断しています。また先ほどの答弁の中でありましたが、この28業者以外に指名されていない町内業者はAランクで2業者、Bランクで11業者。Bランクの11業者のうち7業者については提供された別紙の記載にはありませんが、第2表で示されており、第1表、第2表合わせて指名されているBランクの業者は4業者です。またこの表の中でCランクとして指名されている⑭番については過去の実績、それから電気でのAランクということもあり、こちらのほうから推薦させていただいております。?番がCランクという形で資料には記載されていますが、この資料、選定委員会におかれましては平成30年度のランク表を使った推薦となっております。その時点では、この事業所についてもBランクとなっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町内業者を優先してくださいという趣旨ですので、指名業者の選定においてこれまで去る6月にもあったとおり、1点目に清掃ボランティア、2点目に災害ボランティア協定、3点目の商工会会員、4点目に行事の寄附などを考慮しているというふうにあります。今、それも考慮されたという答弁だったというふうに理解します。この考慮された内容については数値等もあるのか。その数値も含めて、今回の業者で説明できるのかお答えください。例えば町内同士のAランクの業者と5回呼ばれているBランク、5番、6番との差は何点あるのかとか。2回呼ばれているCランクの⑭番とランクAの⑰番の差は何点あるのか。そういったこともお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 ボランティアの数値化ですけれども、数値化はしてございません。ちょっと確認させてください。休憩…。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前10時57分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいまの質問についてお答えいたします。指名選定委員会の委員長の立場で、最終的に主管課から推薦の上だった業者については、委員会で議論をするわ

けですが、その内容については今おっしゃいました、基本的には業種別に請負額ごとにAからDまで区分をしています。それぞれのランクに見合う企業を指名するわけですが、もちろん町内業者を前提にするわけですが、例えば今回の場合、特に管工事について町内業者は46業者、これはAからCまでを含めてです。A業者は9業者、いわゆる今回の工事は全て5,000万円以上ですからAランクの工事に当たります。それからしますと、その原則に縛られていると9業者が毎回出てくるわけです。今の数以上に。それでB、Cも、Bを直近、上位下位の考え方をこれ以前もこの場でその辺の使い方については一応説明したつもりです。BがAを超えると、こういう概念ではないんです。例えばボランティアでも、これは町が、例えば夏の道路月間を例にとれば商工会を通して、これは全県的な道路月間で、県内一斉に8月期間に清掃をしましょうという、そういう県の呼びかけについて町も応えて一緒にやっている。これは定例化して本当に定着している行事の一つであります。商工会を通して企業に呼びかけをして、共催という形でやっていますね。それについてはあくまでもボランティアですから、主体的に事業者が町のそういう呼びかけに賛同をして、自主的に参加をしているわけですから、それについては町としてもやっぱりこれは評価すべきだというふうに、こういう指名について、指名の優先の中に入れていきます。それ以外にも体協なり祭りなり、それはそれぞれの企業が自主的に協力をいただいていますので、こういうものを含めて評価をしながら、それについては応えていきたいということで指名をしています。ですから、BがAになるというのも、今回の場合は特に数が少ないから。これは当然、そういうことをしないと、逆に公平性に欠けるということで今回は取り扱いをしていますので、ただいまの質問についてはBがAになる事例もあったということでもあります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは聞き方を変えたいと思います。先ほど28業者中、町内業者は20業者ということがありましたけれども、町外の業者は何番ですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。町外事業者はお手元の資料で⑨番、⑩番、⑪番、⑫番、⑬番、⑭番、⑮番、?番、?番となります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは聞き方を変えます。町外業者である⑫番と町内業者である、例えばこれは?番との差は何ですか。要するに3回呼ばれている町外業者と1回しか呼ばれない町内業者の差は何ですか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時05分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。まず⑫番の事業者と?番の違いは、まず⑫

番の事業者はAランク、?番の事業者はBランクとなります。さらにこのいただいた表のほうでは⑫の事業者は3回指名ですが、?番の事業者のほうも今回J Vとなっておりますので2表のほうで呼ばれておりまして、トータル3回ということで同じ参加数になっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁は先ほどと矛盾していませんか。AとBではランクで評価違うというのはちょっと矛盾すると思いますけれども。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今回は指名基準にのっとって工事、ランクはA工事ですので、Aをまず1表に、そして足りない数が、トータルA企業者が少ないですから、いろんなボランティア等の地域貢献を加味してBランクをAに、1表に幾つか入れて、そして通常の2表にはBランクあるいはCランクを一部上げたということでやっていますので、特に矛盾とかという表現には当たらないんじゃないかと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 矛盾には当たらないということですが、私からすると31業者あって20業者しか呼ばれていないと。それ以外にもCも含めるともっと業者数があるわけです。ですから、私は矛盾というふうに思いますし、2表の存在というのは事務的なところで活用しているんでしょうけれども、私たち議会も町民も町内業者もその2表でどう評価されているかということは知ることができないわけです。つまり私たち議会とか町民、町内業者にその見ることができない業者優先というのが余計な疑いを生んでいるのではないかと、不満を生んでいるのではないかと考えています。去る6月議会でも副町長は選挙協力も含めて政治的な評価も否定はしておりません。今回で、国会でも大きな問題になったモリカケ問題のような口利きとかお友達とか、ちょっと言葉は失礼かもしれませんが、そういったことが根拠になっていないというふうに。やはり町民にわかるように、私たち議会にもわかるように示していただきたいと思うわけです。その視点ではどのように考えますか。お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、ご質問のちょっとバランスについて、いろいろおかしいんじゃないかという、そういうニュアンスの、そういう受け取りをしていますが、指名の多い少ないというのはそれぞれの業者が一番よくわかると思います。町の方針では、まず町内企業優先、3つの条件、まずこれを第一に、そしてその辺のいろんな地域貢献度、ボランティア、あるいは寄附等、プログラムへの共催、協力とかを加味してやっています。今議員のおっしゃる…、何と申しますか、片寄っているんじゃないかとかいろいろ言われている件については、これはこういう思いをしている業者が仮にいたら、町のこういう方針に沿って協力しているかどうか、まずはそれを確認してもらいたい。それでもやっているが、漏れているというのであれば、私たちが幾つか業務を持ちながらですから、あるいは見落としている

かもしれない。そういうものがあれば、営業努力も含めて、是非、町に足を運んで、職員にもその辺を、営業活動を通して指名していただきたい。門戸は開いていますので、そういうことが、声があるのであれば、それについては今言ったことを逆に業者の皆さんにも伝えていただきたい。これからもこの件については職員を含めて町の指名のあり方の方針に沿って進めてまいりたいと思います。特にこれについて私どもにはご批判の声は届いていないということをつけ加えておきます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私もですね、非常にしにくい質問をしているわけです。ただ私のところにはそういった批判の声はあります。ですので、今言ったように、しっかりと町内優先というのが疑いがかからないように。次の問題では制度のほうで確認をしたいと思います。

2点目の入札制度の改正。去る6月議会でも改正した旨を聞きましたけれども、町民の方々からはいまだに町内業者が指名や優遇をされないのかという疑問や不満が根強くあります。入札参加資格者や名簿ですとか、指名入札業者に記載する様式に、町内代表者はA業者、また町外と。そういった業者ごとの明記ができないかどうか。制度として今度改めることができないかという視点ですので、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。先ほど来、答弁ございましたとおり、町内業者優先ということがございますので、令和元年に受け付けした際にまだ町内の公開、表記していないものがございますので、そこの町内業者の表記につきましては、今後ホームページのほうでまた改正をして、公開してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これ以前は代表者とか営業所とか、そういったような記載もあったとありますけれども、どのレベルの書類かちょっとわかりませんので、以前はあったと、その記載がなくなったという声も聞きましたが、それは事実かどうか。どのような書類だったか教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。ちょっと先に私どもとしては、名簿の公表というのはどちらかと言いますと、業者から申請があつて、それを私どものほうで受け付けて、このような形でどちらかという、申請どおりにといいますか、ちゃんと受け付けが済んでいますというのを公表する意味合いで名簿の公表をしているというふうに考えてございました。この平成27年、28年について、ちょっとばらつきがあるんですけども、町内、町外の記載は建築を除いてやられてございました。ですからちょっと統一されていなかったところがございます。町内、町外は、建築は表示されていなかったですけども、土木とか、先ほどの管工事とかそういうのは表示がございました。それで会社については商号、今回も商号、会社の所在地、代表者、電話番号を表示してございます。後でランクを追加したという形になっております。平成29年度は商号、本社所在地、代表者、電話番号、あと

経審の点数、経審ランク、また技術者の数も表示されていたという経緯がございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 要するに疑いとか不満を持たれないように、制度的にも変えられるところを変えていこうと。先ほど副町長がおっしゃったように、やっぱり行政の仕事として信頼を得るために変えられるべき制度は変えていこうという趣旨で言っておりますので、今の点も是非とも記載をして、そういった疑いが少しでも晴れるなら記載をしていただきたいと思います。また、先ほどまでのランクとか優先度とか優先の中身とかということについて、先ほど数値にはしていないということがありましたけれども、こういった趣旨で優先しているというところが、やはり町民の皆さんに見えていない、理解していただけていないというふうに感じます。その優先の提示となる、先ほども言いましたけれども、それ以外にも、私もこれまでもずっと主張をしている地域での活動ですとか、さまざまな社会貢献というのはあると思います。そういったものも含めて点数化をして、目に見える形にして、さらにはそれを含めたランクづけというようにすれば、やはり制度的にも、町民の皆さんからは疑いが持たれないのではないかと思います。またその社会貢献、社会評価という観点が明確になるんじゃないかと思います。例えば何々株式会社、町内があつて、それか町外。そしてランクの中には県のランクはBだけれども社会貢献で何点プラスしてAランクになっていますとか。そういったような表記の仕方でも町内企業のやる気と地域参画を促してはどうかという趣旨で申し上げていますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 今こちらでランクづけしているものにつきましては、県のランク表、総合評点等を参考にしました県のランク表がございますので、その中においては先ほどまちづくり振興課長が答弁しておりました経審の点数と、さらに社会貢献度、それとまたISOの取得とか、そういったものを加味したものとして総合評価がされた評点を持ってランクづけをしておりますので、基本的には県のランク表、こちらの町の体制とかもございまして、県のランク表をもって、点数を持ってAランクの考え方として今後もやっていきたいと思っております。またボランティアの点数化とか、そういったものにつきまして寄附とかその辺の強要につながるということも考えられますので、点数化して公開するということとは不相当と今、考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今言っているように、どんなに町内を…。